

ガイドライン

ロゼッタネット ジャパン成果物の扱い

2003.4.16

ロゼッタネットジャパン
(RosettaNet Japan)

- ・ このドキュメントは、ロゼッタネット ジャパン（以下、RNJ）の主要な成果物のひとつであるプレゼン資料、解説書、報告書の扱いに関するガイドラインです。
- ・ 本ガイドラインは、RNJ活動において、RNJ会則に基づき運用されてきた内容を記述したものであり、このガイドラインがRNJ活動における知的所有権の扱いを規定するものではありません。
- ・ また、米国RosettaNet.orgが知的所有権を所有するRosettaNet標準に関する仕様書その他のドキュメントは、米国RosettaNet.orgの規定に従って管理されるものであり、本ガイドラインがその扱いを規定するものではありません。
- ・ 個別のケースについて、利用許諾申請並びに、その取扱いが不明な場合は、RNJ事務局に電子メール ([rnpj-contact@rosettanet.gr.jp](mailto:rnj-contact@rosettanet.gr.jp))でお問合せください。

転ばぬ先の杖 ～何はなくとも著作権保持者を確認の上、必ず 利用許諾の要否を確認しましょう～

- ・ RNJ活動は、会員企業の皆様の有形無形の貢献によって支えられています。
- ・ 本ガイドラインを参考に、RNJ活動が会員企業の皆様のビジネスの発展に資する活動となりますよう、ご協力の程よろしく申し上げます。
- ・ ご不明の点がありましたらRNJ事務局までお問合せください。
(mail-to: rnj-contact@rosettanel.gr.jp)

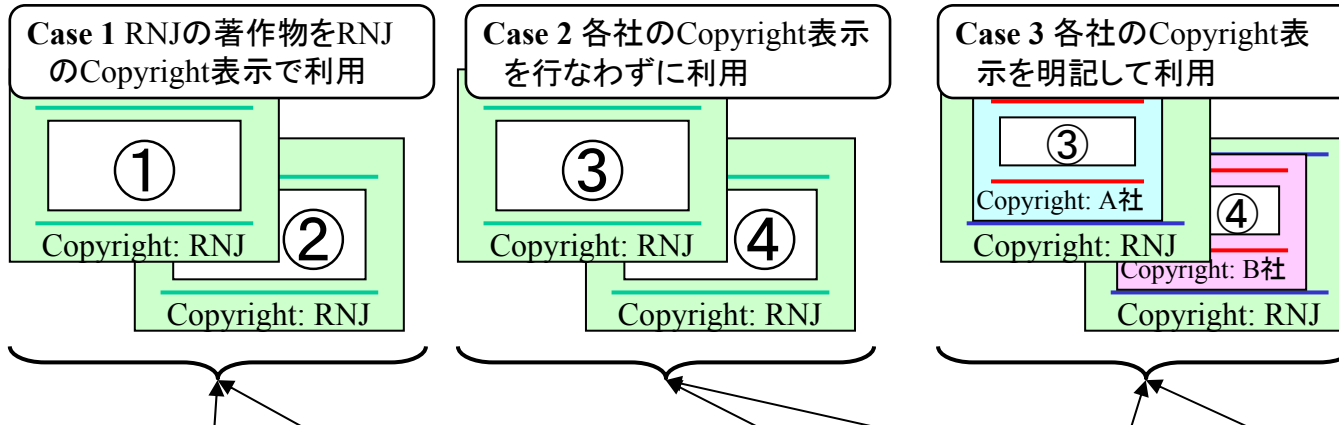
- **利用許諾を得ない限り、他人の著作物を利用するのは、著作権の侵害行為にあたります。**
 - 著作権者のCopyright表示の有無には関係ありません。
 - Copyright表示を付けていても、利用許諾がなければ侵害行為になります。
 - 利用許諾をCopyright表示を付す必要はないとの条件で得ていれば、Copyright表示をつけなくても侵害行為とはなりません。
 - 著作権法では、侵害行為にならない例外規定の一つとして一定の要件を満たした「引用」を認めていますが(第32条)、この許容範囲は限定されたものです。著作権法では、例外規定を法文上明確にしていますが(第30条-第50条)、このことから「利用許諾」を必要としないケースは例外的なものと考えるべきです。
 - 例えば、「A社が作っているスライドが良くできているので、これをA社のCopyright表示をつけて「引用」の形にして自分のプレゼン資料に組み込めば、自分で独自に作るよりも早く、安く上がる」というような理由では正当化できるものではありません。

こういうケースに注意～他にも様々なケースが想定されます～

- **RNJの資料・図表を引用して、自分独自の分析を加え報告書・論文を作成した。**
 - その報告書や論文の内容において、引用された部分が主であるか従であるか、その引用に必然性があるかなどが問題になります。線引きが微妙なケースも多くトラブルになりやすいので、事前に利用許諾をとることをお勧めします。
- **他のRNJ会員企業がその会社のセミナーでRNJの資料を使っていたので、会員ならば自由に使えると思い、RNJに利用許諾をとらず、自社のセミナーで同じような資料を使った。**
 - 会員企業それぞれが個別のケースについて利用許諾をとる必要があります。不明の点はまずRNJ事務局にお問合せください。
- **自社のセミナーで使用するために、RNJより利用許諾を取った。その後、顧客や他部門から要望があったので、コピーを配布したり、セミナー資料の一部を他の資料に組み込んだ。**
 - 許諾範囲外の使用にあたる可能性があります。必ずRNJ事務局に問い合わせてください。
- **一般人を対象とした企画会社の主催するセミナーに講師を依頼され、その講義資料にRNJの資料を使った。**
 - 企画会社主催のように営利目的のセミナーの場合、教育目的による複製(著作権法第35条)に該当しない恐れがあります。
 - なお、RNJでは、RNJから(RNJ職員あるいは会員企業の方を)セミナー講師を派遣し、RNJ運営委員等の肩書きで講演を行なう場合、その都度運営委員会にて派遣の可否を判断しています。
- **大学等での講義を依頼され、その講義資料にRNJの資料を使った。**
 - 著作権法第35条では、教育目的において利用する場合に複製を認めていますが、その複製が必要と認められる限度を超えていると判断される可能性がありますので、無用のトラブルを避けるためにも予め利用許諾をとっておいたほうがいいと思われます。
- **大学等での講義の際、講義資料としてRNJ会員限りに公開されている資料を、RNJの利用許諾を得ずに使用した。**
 - 本条により複製が出来るのは、「公表された」著作物のみであり、「公表」とは「公衆に提示された」ことをいいますので(著作権法第4条)、RNJ会員企業が守秘義務を負っているような資料の複製・利用は、本条の対象外となる可能性があります。

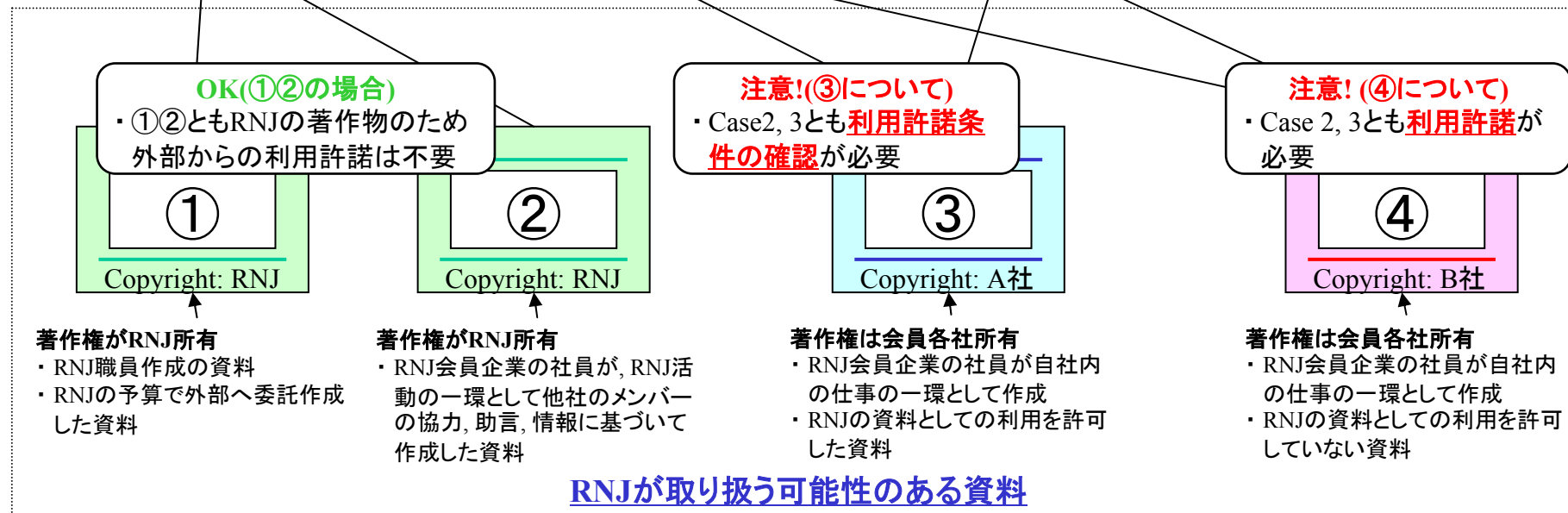
RNJによるRNJ関連資料の扱い

RNJ名義で資料を利用するケース



RNJ名義の利用

- ・ ①-②の場合は、RNJの著作物であるため、RNJとして自由に利用可能
- ・ ③については、利用許諾を得ているので、①②と同様、利用可能
- ・ ④については、B社から、個別に利用許諾を得る必要有り
- ・ Copyright表示の要否については利用許諾時の条件による
- ・ RNJ非会員が著作権を持つ資料についても、④と同様に利用許諾を得る必要有り



会員企業によるRNJ関連資料の扱い

注意！：利用許諾なしの利用はNG!

- Copyright表示の有無に関わらず、利用許諾なしの使用は、著作権の侵害となる
- 著作権法第32条の「引用」に該当し、よって利用許諾なしで利用できるとされる範囲は限定的であるため、トラブル回避の点からも、著作権を持つ**RNJやA社**から**予め利用許諾を受ける**ことが望ましい。

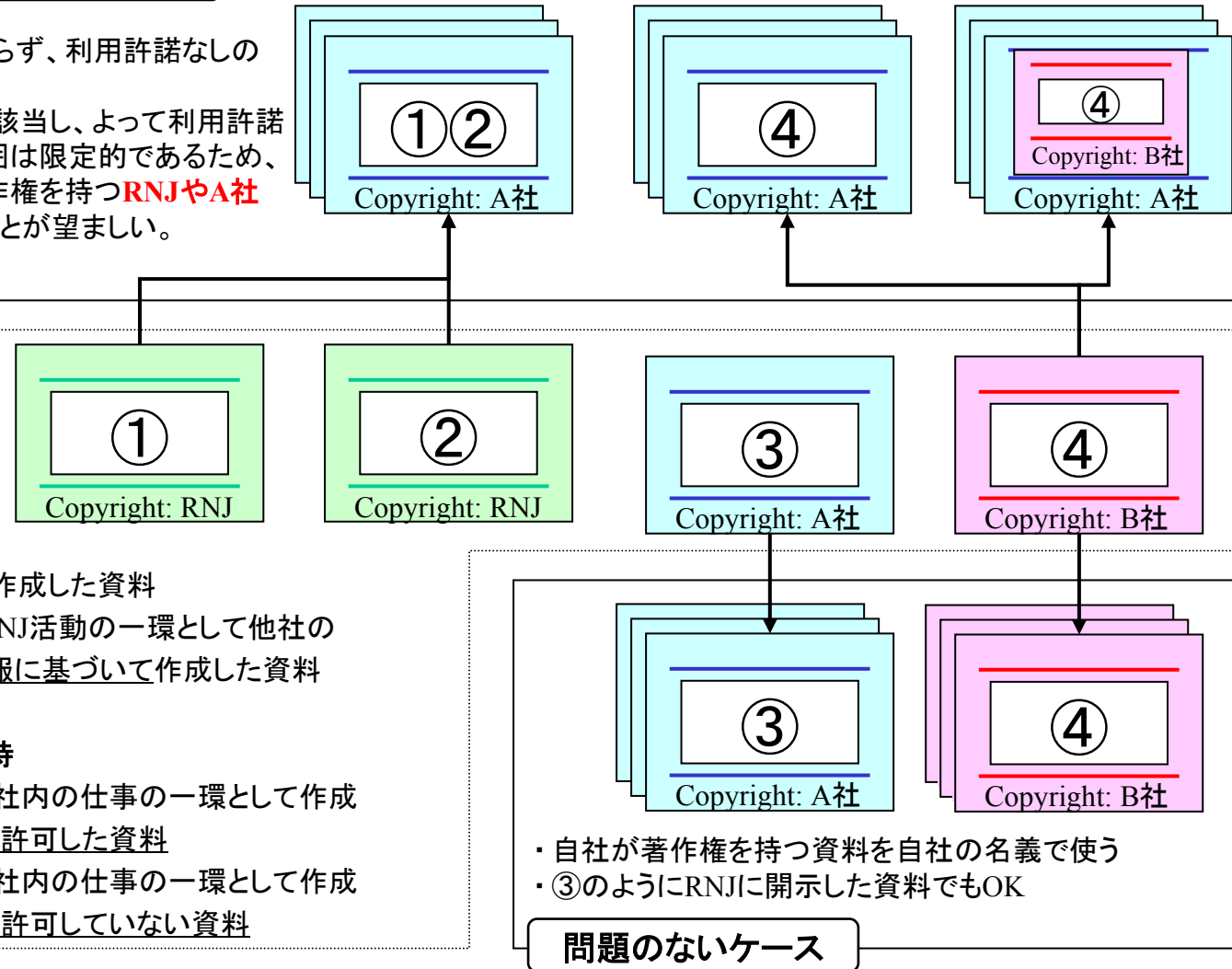
会員企業が取り扱う可能性のあるRNJ関連資料

・RNJが著作権を保持

- ① RNJ職員作成の資料
RNJの予算で外部へ委託作成した資料
- ② RNJ会員企業の社員が、RNJ活動の一環として他社のメンバーの協力、助言、情報に基づいて作成した資料

・RNJ会員企業が著作権を保持

- ③ RNJ会員企業の社員が自社内の仕事の一環として作成RNJの資料としての利用を許可した資料
- ④ RNJ会員企業の社員が自社内の仕事の一環として作成RNJの資料としての利用を許可していない資料



- ・ 自社が著作権を持つ資料を自社の名義で使う
- ・ ③のようにRNJに開示した資料でもOK

問題のないケース

<参考>関連法規等

•著作権に関する文化庁のHP

- <http://www.bunka.go.jp/frame.asp?fl=list&id=1000002923&clc=1000000081>

•著作権法第32条(引用)

- (1) 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

※ 引用の際の一般的な注意事項（文化庁HPより参照:最判昭和55年3月28日「パロディー事件」）

- (1)他人の著作物を引用する必然性があること。
- (2)かぎ括弧をつけるなど、自分の著作物と引用部分とが区別されていること。
- (3)自分の著作物と引用する著作物との主従関係が明確であること(自分の著作物が主体)。
- (4)出所の明示がなされていること。(著作権法第48条)

•著作権法第35条(学校その他の教育機関における複製)

- 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

※ 本条に言う「学校」とは学校教育法上の学校を意味し、すなわち、学校教育法第1条に規定する小学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園ならびに同法82条の2にいう専修学校、および同法83条にいう各種学校が該当します。

※ 「その他の教育機関((営利を目的として設置されているものを除く。))」は、公民館、図書館などの教育施設や防衛大学校等の法令に特別の規定がある教育施設が該当すると考えられます。